

杉並区学校用務業務等 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、杉並区立小中学校の学校用務業務等（用務業務及び施設管理業務等）に関して、学校運営に関わっているという高い職務意識のもと、優れた専門技術や知識、豊富な経験を活かせる事業者を企画提案（プロポーザル）方式により選定することを目的としたものです。

2 業務の概要

（１）業務名

杉並区学校用務業務等

（２）履行場所・事業規模（概算金額）

契約数は以下の３契約です。

No.	履行場所	事業規模（概算金額（税込））
1	高井戸第三小学校・松ノ木中学校	49,272 千円
2	井荻小学校・高井戸第四小学校・松庵小学校	75,424 千円
3	和田小学校・泉南中学校	47,536 千円

（３）業務内容

杉並区学校用務業務等の具体的な内容は、「杉並区学校用務業務等詳細説明書」【別紙１】のとおりとします。

（４）履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

3 参加資格

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （２） 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- （３） 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- （５） 地方公共団体において、学校用務業務の業務実績又は他の施設での用務業務及び施設管理業務の業務実績が直近 3 年間（令和 4 年度から 6 年度まで）で 2 年以上あること。
- （６） 杉並区競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- （７） 東京都内に本社又は営業所等があること（人員の不足及び事故発生時等の緊急事態に迅速に対応する必要があるため）。

- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順は以下のとおりです。

内 容	日 程 等
実施要領の公表	令和 7 年 11 月 11 日（火）
仕様書の配布	令和 7 年 11 月 11 日（火）から 11 月 18 日（火）まで （土曜・日曜を除く） 杉並区役所東棟 6 階 庶務課教職員係へお越しください。 ※名刺または社員証等をご持参ください。
実施要領に関する 質問の受付期間	令和 7 年 11 月 11 日（火）から 令和 7 年 11 月 18 日（火）午後 5 時まで 質問内容を、指定 LoGo フォームにより 提出してください。  https://logoform.jp/form/Y4gR/1298293 なお、次の場合には回答しないことがあります。 ①指定方法以外による質問 ②質問内容が不明瞭なもの ③意見の表明と解されるもの等 ④セキュリティ上、公開することが望ましくないと区が判断したもの
実施要領に関する 質問の回答	令和 7 年 11 月 21 日（金） 杉並区公式ホームページ上に公開します。 トップページ＞入札のお知らせ・電子調達・プロポーザル案件 のご案内＞令和 7 年度 プロポーザル案件のご案内
企画提案書等提出 期限	令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 5 時（必着）
第一次審査 （書類審査）	令和 7 年 12 月 17 日（水）【予定】
第一次審査の 結果発送	選定後速やかに通知します
第二次審査 企画提案、ヒアリング 審査	令和 8 年 1 月 9 日（金）
受託者候補者選定 結果	令和 8 年 1 月 20 日（火）（予定） 上記までに発送する予定です。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

「4 実施手順」のとおりです。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・部数

「提出書類一覧」【別紙2】のとおりです。

(2) 提出方法

直接、持参してください。

(3) 提出先

「11 担当課（提出先及び問い合わせ先）」と同じです。

(4) 提出期限

令和7年12月1日（月）午後5時（必着）

※遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区学校用務業務等受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、選定委員により企画提案書等の提出書類及びヒアリング等の内容を審査し、杉並区学校用務業務等に適していると認められる受託者候補者を選定します。選定会議は非公開です。

但し、全ての参加事業者が一定の水準に満たない場合は、選定しない場合があります。

(1) 評価基準

ア 企画提案等に対する評価基準

評価項目	主な評価の内容
学校施設での業務に対する認識	学校施設で業務を行うことの意義を理解しているか。 労働者派遣と業務請負（委託）の区分を理解しているか。
学校等との協力体制	学校との協力体制を積極的に築こうとする姿勢がみられるか。 教職員・児童生徒・保護者・地域住民と良好な関係を築こうとする姿勢がみられるか。
業務の実施体制	学校施設に適した人材を、配置基準に基づいて人員配置ができるか。 確実に履行できるシフトになっているか。 業務責任者は適切に配置されるか。 業務責任者との打合わせは適切に行われるか。 学校行事等における応援体制はとれるか。 欠員が生じた場合のバックアップ（応援）体制はできているか。
社員教育・研修体制	従事者の能力向上のための、具体的かつ計画的な教育・研修体制ができているか。

評価項目	主な評価の内容
緊急時の対応・苦情処理体制	事故発生時の連絡体制、天災等緊急時の連絡体制、苦情処理体制が整備されているか。 感染症流行時の従事者への予防対策は徹底しているか。 従事者が感染症に感染した際の連絡体制が整備されているか。
個人情報管理体制	情報管理に対する、事業者の考え方は適切であるか。 従事者への教育は徹底しているか。
費用対効果	見積額の積算は適切であるか。
総合評価	企画提案書の内容は、具体的で実効性があるか。独創的で特色あるアイデアが盛り込まれているか。分りやすく、見やすいか。 杉並区学校用務業務等に向けた意欲や熱意が感じられるか。

イ 経営状況・業務実績等に対する評価基準

評価項目	主な評価の内容
財務状況	経営状況は良好か。
社会的責任	法令遵守、環境保護、地域貢献、社会貢献等の活動に積極的に取り組んでいるか。(例：I S Oなど公的認証の取得、障害者雇用)
業務実績	学校用務業務の業務実績又は他の施設での用務業務及び施設管理業務の業務実績があるか。
区内事業者	杉並区内に本店または支店があるか

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

評価基準に基づき、選定会議で書類審査を実施し、第一次審査通過者を選定します。第一次審査では、原則、各選定委員の評価点を合算した点数が配点の合計の75%以上となった事業者のうち、概ね上位5社を選定します。

イ 第一次審査の結果

審査終了後、提案のあったすべての事業者に対し、審査終了後、速やかに発送する予定です。なお、第一次審査通過者に対しては、第二次審査の日程等をあわせて通知します。

ウ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定会議において、企画提案の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者を選定します。各選定委員の第一次審査と第二次審査の評価点を合算した点数が、配点の合

計の75%以上となった事業者を選定します。

(3) 受託校の決定

受託者候補者が決定した後、「受託校希望調査票」【様式3】に基づき、評価点の高い事業者から順に受託校を決定します。

受託希望者のない学校が生じた場合等、受託者候補者の受託校希望状況によっては、希望校以外の契約について協議することがあります。

(4) 受託契約数について

原則1社1契約ですが、状況により複数契約になることがあります。

なお、初めて杉並区学校用務業務等を受託する事業者の契約数は、1契約までとします。

(5) 受託者候補者選定結果通知

第二次審査を受けた事業者に対して令和8年1月20日(火)までに通知を発送する予定です。

※選定されなかった参加事業者は、その理由についての説明を求めることができません。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とし、提案をすることができなくなります。その場合、既に提出されている企画提案書は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に選定会議設置から選定の通知が来るまでの間、プロポーザル参加者(参加予定者の関係者を含む。)が、選定委員及び本プロポーザルに関する区職員に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、目的が自己を有利にするまたは他社を不利にすることを目的とした接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。

但し、以下のような場合を除きます。

- ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・ 自らが構成員の一員となる団体(区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。)と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席(当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。)
- ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とします。
- (3) プロポーザルの実施過程において、直接履行場所の学校へ連絡や訪問を行ったり、教職員や保護者等に話を聞くことなどは禁止します。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。また、提出書類は返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和 61 年杉並区条例第 38 号）に基づき、提出書類等の一部又は全部を公開することがあります。
- (6) 選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、受託者候補者とはしません。
- (7) 受託者候補者と契約内容の協議が整った後に、契約締結手続きを行います。また、仕様書の内容は、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (8) 契約の締結については、区指定の標準契約書を使用します。
- (9) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が区と契約を締結する場合においては、本業務の全部または主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ区の承諾を得たときは、この限りではありません。なお、プロポーザルの公正性、透明性の観点から、原則として、プロポーザルで競合した事業者は委託先とすることはできません。
- (10) 本件は、令和 8 年度予算案が、区議会にて成立した場合に契約を締結します。
- (11) 受託者候補者が失格要件に該当することが判明した場合、契約締結交渉が不調となった場合、または辞退した場合、他の受託者候補者と契約交渉をします。
- (12) 当該業務は、杉並区公契約条例第 2 条第 3 号に規定する特定公契約に該当する契約になるため、条例の内容を十分に理解し、遵守してください。
- (13) 本プロポーザル選定の透明性を確保するため、区公式ホームページにおいて、次の内容を公表します。

公表項目

- ・ 件名
- ・ 選定事業者（事業者名及び所在地）
- ・ 参加事業者名※¹
- ・ 選定経過
- ・ 選定理由
- ・ 選定委員の職名等及び氏名※²
- ・ 審査結果（評価項目及び評価点、評価点内訳）
- ・ 所管課名
- ・ 会議録
- ・ 参加事業者全ての企画提案書概要版※³

※ 1 審査結果上では事業者名を A 社・B 社と表記し、参加事業者名は審査結果とは別に記載します（応募者が 2 者の場合も含む）。

※ 2 選定委員と応募団体との間の利害関係の発生や、応募団体が選定委員及びこの募集に係る区職員に対する自己を有利にする又は他者を不利にするこ

とを目的とした接触防止を図るため、選定結果の公表までは、選定委員名は非公開とします。

- ※3 企画提案書の提出と併せて、企画提案書概要版を作成いただきます。審査プロセスの透明化を図る観点から、受託者候補者選定後、選定結果と併せて区公式ホームページで公表します。(詳細は「企画提案書の作成について」【別紙3】参照)

10 選定結果に基づく履行可能期間

本件の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間ですが、履行評価等の結果から業務が適切に行われていると判断した場合は、契約期間(1年間)を最大4回まで更新できるものとします。

但し、履行評価等の結果が良好であっても更新回数を減ずることがあります。

11 担当課(提出先及び問い合わせ先)

杉並区教育委員会事務局 庶務課教職員係 担当：中村・合田

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 (杉並区役所東棟6階)

電話：03-3312-2111 内線 1615・1618

E-mail：KYOSHOKUIN-K@city.suginami.lg.jp